

I いじめ防止のための基本認識・姿勢

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

- ① 学校全体でいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動の場を設定する。
- ③ いじめ早期発見のために、様々な方策を講じる。
- ④ いじめ早期対応のために、『いじめ問題対策委員会』が中心となり、速やかに対応する。
- ⑤ いじめ早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、家庭や学校外の関係機関と連携しながら解決にあたる。

II いじめ未然防止のための取組

- ① 学校全体でいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
 - 教職員の基本的な認識や態度
 - ・「いじめを絶対に許さない」毅然とした態度・認識
 - ・自他の生命を尊重する心を育む姿勢
 - ・いじめられている子どもを徹底して「守る」姿勢
 - 子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組
 - ・いじめ防止標語 ・社会を明るくする運動標語
 - ・社会を明るくする運動作文 ・学校花壇のお世話 ・あいさつ運動（月末）
 - 道徳教育の充実
 - ・道徳の時間（道徳的価値項目：生命尊重、友情、勇気、公平・公正、礼儀、感謝等）を中心に、いじめは許されない学級風土の醸成。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動の場を設定する。
 - 日常の指導体制
 - ・ 児童一人一人を大切にしたいわかる授業（個に応じた指導の重視）
 - ・ ふれ合いの時間を大切にする。（休み時間・給食・清掃）
 - ・ 集会活動など異学年交流の充実
 - ・ 児童の自発的な委員会活動の充実
 - ・ 朝・帰りの会などでの友達の良さを認め合う場の設定
 - 人との関わりの中で喜びを感じる体験活動
 - ・ 総合的な学習の時間や道徳の時間等における体験活動の充実
 - ・ 友達と分かり合える喜びを実感できるためのコミュニケーション力の育成
 - ・ 自主的・自発的活動を促す学校行事の充実

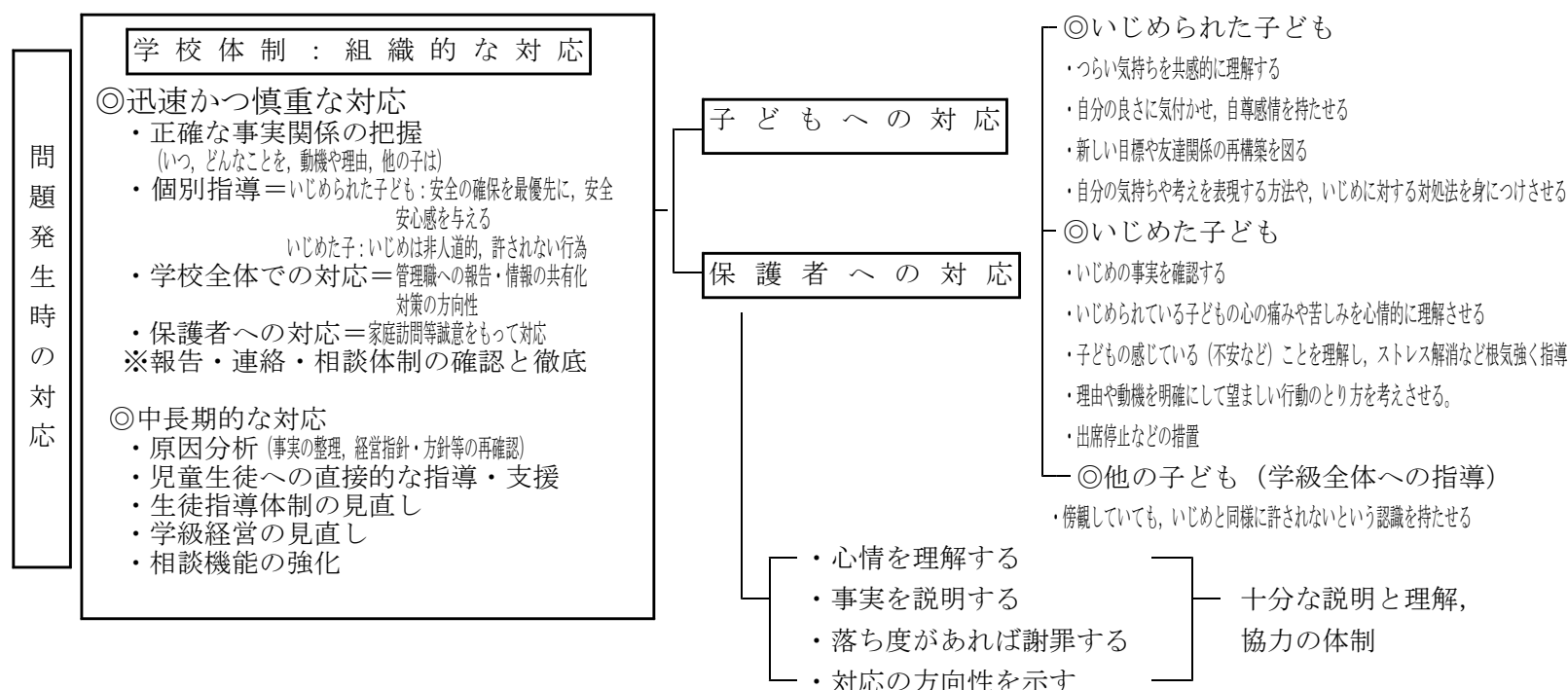
III いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

- ① いじめ早期発見のために、様々な方策を講じる。
 - 全校の子ども対象のいじめアンケート調査 年2回（7月・11月）
 - 日常的な児童の観察（子どもの活動や友人関係の重視）と教職員間の交流
 - 教育相談 年2回（6月・10月）
 - 生徒指導交流会 年2回（7月・11月）
 - 事例研修（9月・2月）

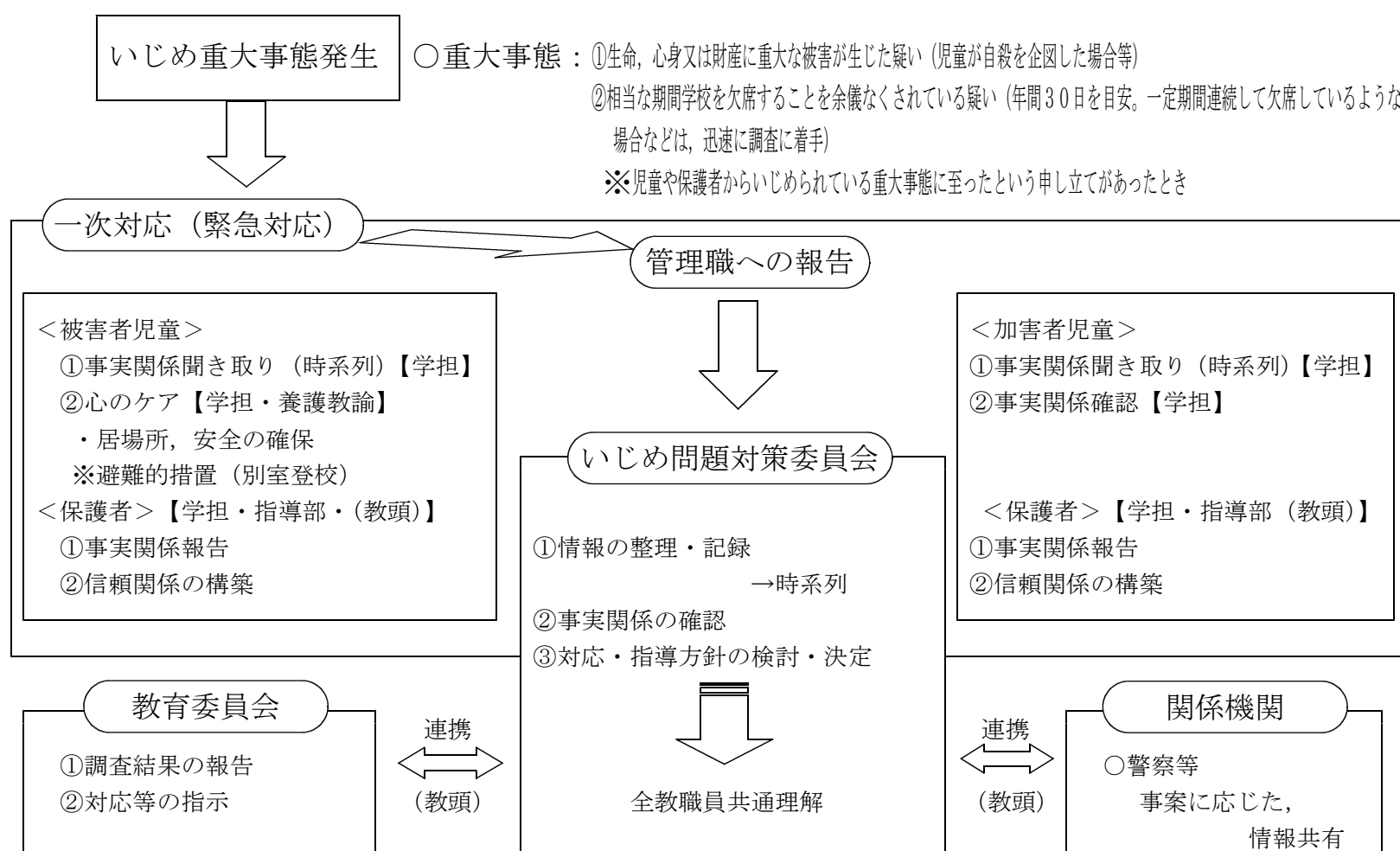
② いじめ早期解決のために、『いじめ問題対策委員会』が中心となり全教職員で問題の解決にあたる。

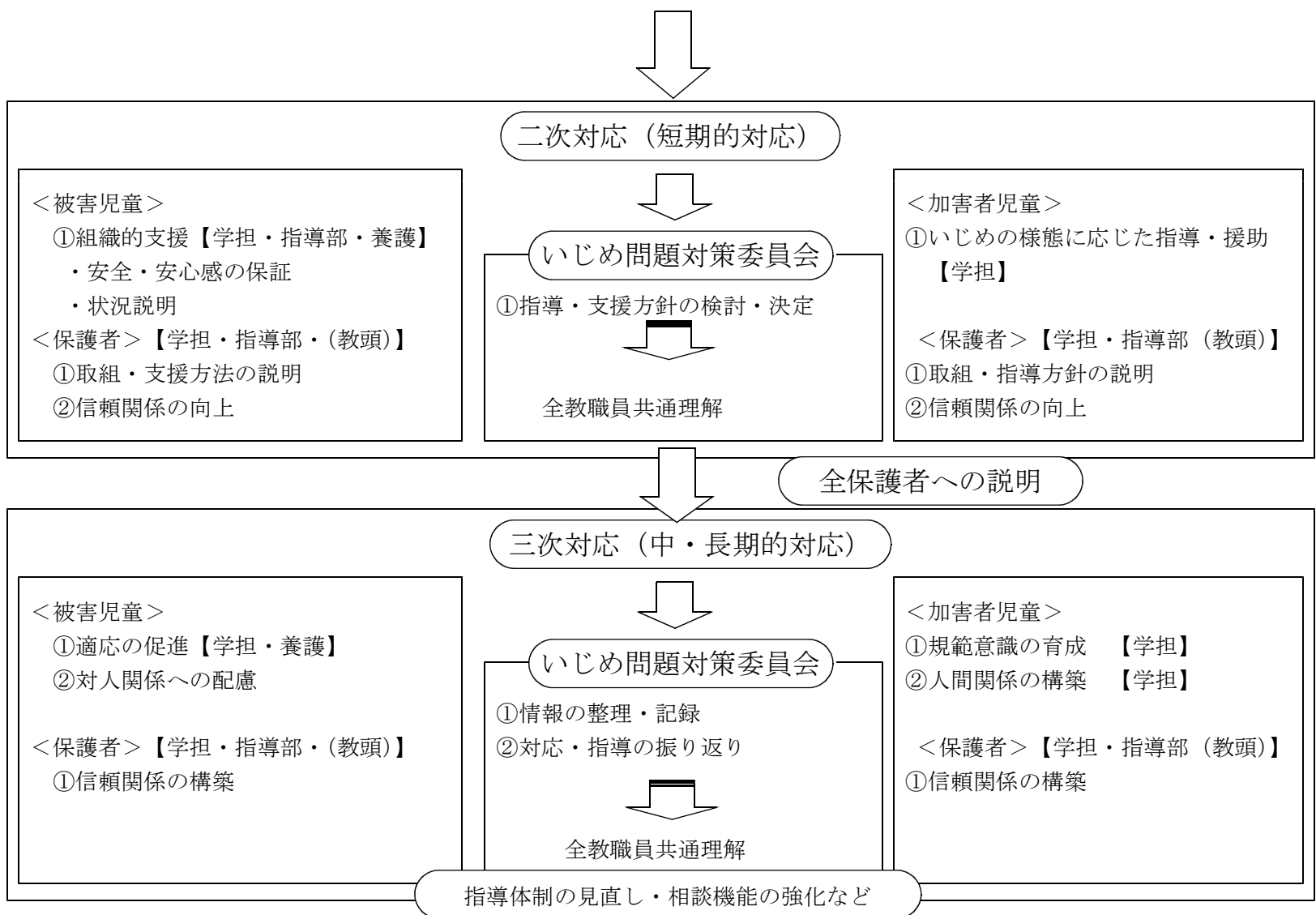
- いじめの発見や通報を受けた場合、『いじめ問題対策委員会』を開催し、直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに対応する。
- いじめられた子どもや保護者への支援を行う。
- いじめた子どもへの指導，その保護者への助言を行う。

< 組織的ないじめ対応の流れ >



IV いじめの重大事態対応フロー図





V 年間計画の策定と計画的に実施する取組

3月	4月	7月
年間計画の策定	組織会議	取組評価
9月	12月	2月
校内研修会(事例研修)	取組評価	校内研修会

VI 地域や保護者との連携

- 学校関係者評価会議における情報提供（6月・3月）
- PTAあいさつ運動
- PTA活動を通じた親・子・教職員の触れ合いの場の設定（花壇整備作業・ガラス拭き作業・スポーツフェスティバル）
- 北部地区青少年育成連絡協議会との連携
- 北部地区民生委員と連携

VII いじめ防止対策委員会の組織について

- いじめ防止対策委員会の役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検と検証，計画の見直し
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録
- いじめの疑いに係る情報があった時の会議の開催

- いじめ防止対策委員会のメンバー

校長・教頭・生徒指導係・養護教諭・当該担任